

## 【サブスクリプション契約に関する利用規約】

お客様（以下「利用者」という）は、以下のサブスクリプション契約に関する利用規約（以下「本規約」という）を承諾のうえ、テクレント株式会社（以下「当社」という）が取扱うアプリケーション・ソフトウェアにかかるクラウドサービスを本規約に基づき利用するものとします。

### 第1条（目的）

1. 本規約は、利用者と当社間で締結する個別のサブスクリプション契約（以下「本契約」という）に共通して適用される事項を以下のとおり定めます。
2. 当社は、本契約に基づき所定の期間における本サービスの利用権を第2条第4号に定めるDISから調達のうえ利用者に売渡し、利用者は、営業のため若しくは営業として又は事業・職務の用に供するために、本契約に定める条件でこれを買受け、本サービスを利用します。

### 第2条（定義）

本規約で使用する用語は、以下のとおり定義します。

- 1) 「MS」とは、米国 Microsoft Corporation 及び日本マイクロソフト株式会社の関連会社をいいます。
- 2) 「本サービス」とは、MS のほかトレンドマイクロ株式会社、アドビ株式会社等からクラウドソリューション・プロバイダープログラムで提供されるアプリケーション・ソフトウェアその他製品及びサービスをいいます。なお、当該製品及びサービスの機能等を実現するためのソフトウェア・保守サービス等がある場合これを含むものとします。
- 3) 「本サービス提供会社」とは、MS のほかトレンドマイクロ株式会社、アドビ株式会社等のクラウドソリューション・プロバイダープログラムで本サービスを提供する事業者をいいます。
- 4) 「DIS」とは、本サービス提供会社のプロバイダーであるダイワボウ情報システム株式会社をいい、本サービス提供会社との正規代理店で本サービスを利用者に提供する事業者をいいます。
- 5) 「見積書」とは、当社が本サービスの内容、付帯サービス、オプション及びその他条件等を記載した、利用者に発行する当社所定の見積書をいいます。
- 6) 「注文書」とは、利用者が本サービス申込み時に使用する書面で、当社所定の「本サービス注文書」及び「新規顧客情報登録用フォーム」をいいます。
- 7) 「本サービス規約」とは、本サービス提供会社及びDISが本サービス毎に定めた、利用者が本サービスを利用するために遵守すべき規約をいいます。
- 8) 「登録情報」とは、利用者が当社又は本サービス提供会社に登録した商号・名称、所在地・住所、代表者、担当者、連絡先及びメールアドレス等の情報をいいます。
- 9) 「本サービス利用期間」とは、本サービス引渡し完了の日から見積書・注文書に記載された当社所定の利用期間で、利用者が本サービスを利用できる期間をいいます。
- 10) 「利用料金」とは、本サービスにかかる利用料金をいいます。
- 11) 「本サービスの品質等」とは、本サービスの品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他本サービスにつき利用者が必要とする一切の事項を含む）をいいます。

### 第3条（本契約の成立）

1. 当社は、本契約ごとに見積書を利用者に発行し本契約の内容を通知します。
2. 利用者が前項の見積書に基づき注文書により当社に発注し、当社がこれを承諾した旨を利用者に通知したとき、本契約は成立したものとします。なお、利用者の注文書交付の日から当社の5営業日以内に当社から利用者に対し応諾拒否の通知がない場合は、利用者の注文書の交付日に遡り、本契約が成立したものとみなします。
3. 利用者及び当社は、書面に代えてインターネットを介した電子書面（電子化書面を含む。以下「電子書面等」という）により本契約にかかる見積書、注文書その他の書類を発行する場合は、予め相手方から通知された電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という）宛に電子メールにより送信するものとします。なお、届け出た電子メールアドレスを変更するとき又は権限者を変更するときは、利用者及び当社は、相手方に遅滞なく新しい電子メールアドレス又は権

限者を通ずるものとします。

4. 利用者の当社に対する本契約の申込み後（注文書交付後）に、利用者は、当社に対する申込みの取消し又は変更はできません。ただし、当社が取消し又は変更を承諾した場合はこの限りではありません。

### 第4条（本サービスの引渡し）

1. 当社は、DISをして、本サービス提供会社が発行する本サービスを使用するために必要な利用者ID等の情報を記載した電子書面等を注文書記載の開通日までに利用者指定の電子メールアドレス宛に送信し、本サービスを引渡しするものとします。
2. 引渡しに際し、利用者が指定した電子メールアドレスの誤り、利用者のシステムの不具合等、利用者の責に帰すべき事由により電子書面等が不着、又は到着の遅延が生じた場合、当社は、利用者からの通知に基づき、DISをして当該電子メールを再送する等の措置を講じます。ただし、当社及びDISは、当該電子書面等の不着、又は到着の遅延により利用者に損害が生じて、一切責任を負わないものとします。
3. 第1項に基づきDISが利用者指定の電子メールアドレスに電子書面等を送信したときをもって、本サービスの品質等が本契約の内容に適合している完全な状態で引渡されたものとみなします。
4. 当社が利用者に引渡した本サービスのサービス提供者からのダウンロードの操作・手続き等において発生する通信障害によるシステムの中断・遅延・中止、データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスの利用に関する利用者が生じた損害について、当社及びDISは一切の責任を負わないものとします。

### 第5条（本サービス利用期間）

1. 利用者は、本サービスを本サービス利用期間において利用できます。
2. 利用者が当社に対し、本サービス利用期間の満了日の1ヶ月前までに更新しない旨を通知した場合を除き、当該本サービスにかかる本契約は自動的に本サービス提供会社が定める契約更新期間にて更新されるものとし、以降も同様とします。
3. 前項により本サービス利用期間が更新された場合、利用者は、第6条に従い、更新後の本契約にかかる利用料金を当社に支払うものとします。
4. 利用者は、本サービス利用期間中に本契約は解約できないものとします。

### 第6条（本サービスの利用料金）

1. 利用者は、見積書・注文書記載の本サービスの利用料金を見積書・注文書記載又は請求書記載の支払条件で当社に支払うものとします。
2. 本サービス利用期間の途中で本サービス提供会社が利用料金の価格変更・改定を行った場合には、変更・改定後の利用料金を本サービス提供会社が価格変更・改定を行った日より適用するものとします。なお、この場合、利用料金について日割り計算はしないものとします。

### 第7条（免責）

1. 当社は、本サービス内容の正確性、有用性、完全性及び本サービスの品質等が本契約の内容に適合しているか否かについて保証するものではありません。
2. 当社は、利用者への予告なく本サービスの仕様を変更することができるものとし（本サービス提供会社がおこなう本サービスの制限及び本サービス規約の変更の取扱い等を含む）、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に起因して利用者及び第三者に損害が生じた場合について、一切の責任を負わないものとします。

### 第8条（利用環境の維持及び利用者ID・パスワードの管理の責任）

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要なコンピューター、ソフトウェア、その他の機器、通信回線及びその他の通信環境、並びにその他本サービスの利用に必要な設備及び環境を、自己の責任と費用負担において、準備し、維持するものとします。
2. 利用者は、自己の責任と費用負担において、登録情報を管理及び保管するものとし、登録情報を貸与、譲渡、名義変更、売買その他方法の如何を問わず、第三者に利用させてはならないものとします。
3. 登録情報を用いた当社所定の認証方法によりログインされた場合には、当社は、利用者による本サービスの利用があったものとみなし、本サービスの利用等によって当社に支払うべき金銭債務が発生した場合には、当該金銭債務を利用者に請求できるものとします。

4. 登録情報の管理不十分、保管上の過誤又は第三者の不正使用による損害の一切の責任は利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。また、登録情報が不正に利用されたことにより当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を当社に賠償するものとします。
5. 利用者は、利用者ID又はパスワードが盗まれたり、第三者に使用されたりしていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従い直ちに処置をするものとします。
6. 利用者は、自己の責任と費用負担において、自己の利用環境に応じ、コンピューター・ウイルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止その他のセキュリティを保持するものとします。

#### 第9条（本サービスの提供地域）

1. 利用者は、本サービスを日本国内においてのみ利用するものとし、当社の書面による承諾なくして日本国外でサービスを利用し、又は日本国外からアクセスしてはならないものとします。
2. 利用者は、当社の書面による承諾なくして本サービス（技術データを含む）を、直接であるか間接であるかを問わず、輸出（ダウンロードを含む）してはならないものとします。
3. 利用者は、本サービスに適用される全ての輸出関連法規（日本国及びアメリカ合衆国政府の政令、省令、命令、指示等を含む）を遵守するものとします。当社の承諾の有無にかかわらず、本サービスの日本国外への持ち出し（日本国外からの利用を含む）、輸出、使用に関し、当社は一切責任を負わないものとします。万一、当社に何らかの損害が発生した場合は、当社からの請求に基づき、利用者はこれを直ちに補償するものとします。

#### 第10条（契約解除）

利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は、利用者に対し催告を要しないで本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、利用者は、当社に対し支払済みの利用料金の返還を請求できません。なお、利用者には本契約にかかる未払い債務がある場合は、利用者には、当社に対して当該未払い債務を即時一括弁済するものとし、他に当社に損害があるときは、これを直ちに当社に賠償します。

- 1) 本契約の各条項のいずれかに違反したとき。
- 2) 利用料金その他の金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
- 3) 支払不能、債務整理、営業又は事業廃止の表明、営業所又は事業所の閉鎖の告知、弁護士等への債務整理の委任など支払いを停止したとき又は小切手若しくは手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたとき。
- 4) 仮差押、仮処分、差押、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は民事再生、会社更生、破産、特別清算その他債務整理・事業再生に係る手続の申立があったとき。
- 5) 営業・事業の廃止、解散の決議をしたとき、又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
- 6) 営業・事業の全部又は重要な一部を他に譲渡しようとするとき。
- 7) 所在が不明となったとき。
- 8) 経営が相当悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- 9) 本契約以外の当社に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。

#### 第11条（消費税等の負担）

利用者は、本契約に基づき支払うべき金銭債務については、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して当社に支払うものとします。

#### 第12条（遅延利息）

利用者が本契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、利用者は、支払期日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の遅延利息を当社に支払うものとします。

#### 第13条（権利移転の禁止）

利用者は、本規約及び本契約に基づき取得する権利若しくは義務の全部又は一部を、当社の書面による承諾なくして、第三者に譲渡若しくは移転又は担保に供する等してはならないものとします。

#### 第14条（秘密保持）

1. 当社は、次の情報について利用者に対し秘密保持義務を負いません。
  - 1) 知得した時点で、守秘義務を負うことなく既に保有している情報。
  - 2) 本契約に違反することなく、受領の前後を問わず公知となった情報。
  - 3) 守秘義務を負うことなく、正当な権限を有する第三者から取得した情報。
  - 4) 本契約とは無関係に、独自に開発した情報。

- 5) 利用者が守秘義務を負わせることなく第三者に開示した情報。
2. 監督官庁からの正当な要求又は法令に基づき、開示義務を負う情報については、当社は、必要最小限の範囲内で、利用者には通知することなくこれを開示することができるものとします。
3. 利用者は、本サービスを構成するソフトウェアプログラムの内容、ソースコード、用いられた固有の言語、規約、アルゴリズム、技術、ノウハウ等を機密として保持し、第三者に対し一切開示漏洩等してはならないものとします。また、本サービスを使用するために必要となるID、パスワード、その他必要となるシリアルナンバー、コード等の情報についても同様とします。

#### 第15条（反社会的勢力との関係排除）

1. 利用者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを相手方に誓約します。
  - 1) 自己又は自己の役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないこと、その他これらに準ずる反社会的勢力（これらを総称して以下「反社会的勢力」という）であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること。
  - 2) 反社会的勢力が自己の事業活動を支配し又は実質的に関与していること。
  - 3) 本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長するものであり又はそのおそれがあること。
2. 利用者及び当社は、反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持ってはならないものとします。
3. 利用者又は当社が、第1項各号のいずれかに該当し、又は第2項の規定に違反したときは、相手方は、催告を要せず本契約を解除することができ、解除に伴う措置については第10条及び第12条が適用されるものとします。
4. 前項の利用者又は当社による解除権の行使により、相手方又は相手方の役員に損害が生じても、解除権を行使した者は一切の責任を負いません。

#### 第16条（損害賠償）

1. 当社が本規約又は本契約に違反したこと起因又は関連して利用者には損害を与えた場合において、利用者は、当社に対し当該損害発生時から6ヶ月以内に書面により申し出た場合に限り、損害賠償を請求できるものとします。
2. 前項において当社が当該本契約について賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害（逸失利益及び休業補償を含む）は含まないものとし、当該本契約にかかる損害発生時から遡って1年以内に当社が利用者から受領した利用料金相当額を上限額とします。なお、当社の責に帰すことのできない事由による本規約及び本契約の履行遅延、又は履行不能については、当社は一切の責任を負いません。

#### 第17条（特約条項）

本契約に記載の特約条項は本規約と一体となりこれを補完し又は修正します。なお、本契約に記載なき約束は、別に書面で利用者・当社双方が合意しなければ効力を有しないものとします。

#### 第18条（協議）

利用者及び当社は、本規約の効力の有無や適用範囲等が明らかでない場合、その他本規約及び本契約に定めのない事項又は解釈に関し疑義が生じたときは、各条項の趣旨に則り合理的な解釈を行うことに同意し、信義誠実の原則に従い協議のうえ、円満に解決を図るものとします。

#### 第19条（合意管轄）

本規約及び本契約に関する利用者・当社間に生ずる全ての紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第20条（本規約の変更）

当社は、本規約を予告なくいつでも変更することができるものとし、変更後の本規約を当社のホームページWebサイトに掲示し、利用者には通知するものとします。

以上